

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (行政管理課)	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	4
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

- 高知県告示第91号
- 高知県議会告示第1号
- 高知県教育委員会告示第1号
- 高知県警察本部告示第1号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則

(高知県告示第645号
高知県議会議長告示第1号
高知県教育委員会告示第30号
高知県警察本部告示第1号) の一部

を次のように改正する。
平成28年2月24日

高知県知事 尾崎 正直
高知県議会議長 三石 文隆
高知県教育委員会委員長 小島 一久
高知県警察本部長 上野 正史

別表第1中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
121,900	172,900	194,800
122,800	174,400	196,200
123,800	175,900	197,600
124,700	177,400	199,000
125,700	178,800	200,400
126,700	180,300	201,900
127,700	181,800	203,400
128,700	183,300	204,900
129,500	184,800	206,400
130,500	186,000	208,000
131,500	187,300	209,600
132,600	188,600	211,200
133,400	190,000	212,600
134,400	191,100	214,300
135,400	192,300	216,000

136,400	193,500	217,700
137,500	194,700	219,200
138,700	195,900	220,400
139,900	197,000	221,600
141,100	198,100	222,800
142,200	199,100	224,100
143,400	200,300	225,700
144,600	201,500	227,300
145,800	202,700	228,900
147,000	203,900	230,600
148,500	205,200	232,100
150,000	206,500	233,600
151,500	207,800	235,100
152,900	209,100	236,500
154,400	210,400	237,900
155,900	211,700	239,300
157,400	213,000	240,700
158,900	213,900	242,000
160,700	215,300	243,400
162,500	216,600	244,800
164,300	218,000	246,200
166,100	219,100	247,500
167,800	220,400	248,900
169,500	221,700	250,300
171,200	223,000	251,700
172,800	224,100	252,900
174,200	225,300	254,200
175,600	226,500	255,500
177,000	227,700	256,800
178,500	228,900	257,900
179,900	230,100	259,100
181,300	231,300	260,300
182,700	232,500	261,500
184,000	233,700	262,800
185,200	234,900	264,000
186,400	236,100	265,200

187,600	237,300	266,300
188,700	238,500	267,400
189,800	239,500	268,600
190,900	240,500	269,800
192,000	241,500	271,000
193,100	242,600	272,000
194,200	243,600	273,100
195,300	244,600	274,200
196,400	245,600	275,300
197,500	246,600	276,400
198,400	247,500	277,500
199,300	248,400	278,600
200,200	249,300	279,700
200,900	250,300	280,600
201,700	251,100	281,400
202,500	251,900	282,200
203,300	252,700	283,100
203,900	253,500	284,000
204,500	254,100	284,800
205,000	254,700	285,600
205,600	255,300	286,400
206,200	255,600	287,300
206,900	256,000	288,100
207,600	256,500	288,900
208,400	257,000	289,700
208,800	257,600	290,500
209,500	258,100	291,100
210,200	258,600	291,700
210,900	259,100	292,300

を「

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
124,900	175,700	197,200

125,800	177,200	198,600
126,800	178,700	199,900
127,700	180,200	201,300
128,700	181,600	202,600
129,700	183,100	204,100
130,700	184,600	205,500
131,700	186,100	207,000
132,500	187,500	208,400
133,500	188,700	210,000
134,500	190,000	211,500
135,600	191,300	213,100
136,400	192,700	214,400
137,400	193,700	216,100
138,400	194,800	217,700
139,400	196,000	219,400
140,500	197,100	220,800
141,700	198,200	222,000
142,900	199,200	223,100
144,100	200,200	224,300
145,200	201,100	225,500
146,400	202,200	227,000
147,600	203,400	228,500
148,800	204,500	230,000
150,000	205,700	231,600
151,500	206,900	233,000
152,900	208,100	234,400
154,400	209,300	235,800
155,800	210,500	237,100
157,300	211,700	238,400
158,800	212,900	239,700
160,300	214,100	240,900
161,800	214,900	242,000
163,500	216,300	243,400
165,300	217,500	244,800
167,100	218,800	246,200
168,900	219,800	247,500

170,600	221,000	248,900
172,300	222,200	250,300
174,000	223,400	251,700
175,600	224,400	252,900
177,000	225,500	254,200
178,400	226,700	255,500
179,800	227,800	256,800
181,200	228,900	257,900
182,600	230,100	259,100
184,000	231,300	260,300
185,400	232,500	261,500
186,700	233,700	262,800
187,800	234,900	264,000
189,000	236,100	265,200
190,000	237,300	266,300
191,100	238,500	267,400
192,100	239,500	268,600
193,200	240,500	269,800
194,300	241,500	271,000
195,300	242,600	272,000
196,400	243,600	273,100
197,400	244,600	274,200
198,500	245,600	275,300
199,500	246,600	276,400
200,300	247,500	277,500
201,100	248,400	278,600
201,900	249,300	279,700
202,600	250,300	280,600
203,300	251,100	281,400
204,000	251,900	282,200
204,600	252,700	283,100
205,100	253,500	284,000
205,600	254,100	284,800
206,000	254,700	285,600
206,500	255,300	286,400
207,000	255,600	287,300

207,600	256,000	288,100
208,200	256,500	288,900
208,900	257,000	289,700
209,200	257,600	290,500
209,800	258,100	291,100
210,400	258,600	291,700
211,000	259,100	292,300

に改める。

別表第4(その2)中「5,900円」を「6,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この就業規則は、平成28年2月24日から施行し、この就業規則による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則(次項において「改正後の就業規則」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(内払)
- 改正後の就業規則の規定を適用する場合においては、この就業規則による改正前の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。
(雑則)
- この就業規則に定めるもののほか、この就業規則の施行に関し必要な事項は、一般職員の例による。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月24日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第3号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第5の1の表中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

~~~~~  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月24日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第4号**

**職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第31の1の表中

|    |    |
|----|----|
| 30 | 29 |
| 30 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 32 | 31 |
| 32 | 31 |
| 33 | 31 |
| 33 | 32 |

を

に改め、同表の4の表中

|    |    |
|----|----|
| 33 | 32 |
| 34 | 32 |
| 34 | 33 |
| 34 | 33 |
| 35 | 34 |
| 35 | 34 |
| 35 | 35 |
| 36 | 35 |
| 38 | 37 |
| 39 | 38 |
| 40 | 38 |
| 41 | 39 |
| 41 | 39 |
| 41 | 40 |
| 42 | 40 |
| 42 | 41 |
| 42 | 41 |
| 43 | 42 |
| 43 | 42 |
| 43 | 43 |
| 44 | 43 |
| 44 | 44 |

を

に改め、同表の7の表中

|    |    |
|----|----|
| 44 | 44 |
| 45 | 45 |
| 45 | 45 |
| 46 | 46 |
| 46 | 45 |
| 47 | 46 |
| 48 | 46 |
| 49 | 47 |
| 49 | 47 |
| 50 | 48 |
| 50 | 48 |
| 51 | 49 |
| 51 | 50 |
| 52 | 51 |

を

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給と

するものとする。

3 施行日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。